

高収益作物次期作支援交付金の運用見直し（概要）

農林水産省により全国的に当該交付金の運用について次のとおり見直されました。当初は、2月～4月に高収益作物を出荷されている方が、申請しやすいようにと新型コロナウイルスの影響による減収については要件としていませんでした。

しかし「減収していないのに交付金が支払われているという批判」がないようにするために、前年からの売上げの減少が要件となる他、下記の見直しがされました。※見直しの詳細につきましては、「高収益次期作支援交付金運用の見直しについての説明」資料を確認ください。

1. 交付金額算出

見直し前

次期作の面積 × 交付単価（5.5万，25万，80万）

見直し後

- ・ 去年の品目毎の売上げ - 今年の品目毎の売上げ = ①
- ・ 今年の減収があった品目の作付面積 × 交付単価 = ②
- ・ 次期作の面積 × 交付単価（5.5万，25万，80万） = ③

①・②・③のうち最も低い金額

※減収対象品目は今年の2月～4月に出荷があることが条件

花・観葉，ビワについては2月～5月に出荷があることが条件

2. 厳選出荷の対象日数

見直し前

設定なし

見直し後

最長1作業人数90日まで

3. 追加提出申請書

高収益作物次期作支援交付金に係る申告書

